

令和5年度

第2回

東京都再犯防止推進協議会

令和5年10月31日（火曜日）

東京都生活文化スポーツ局

## 午後 3 時開会

○共生社会担当課長 開会に先立ちましてご案内申し上げます。本日の会議は、ウェブ会議方式にて実施いたします。オンライン参加の皆様におかれましては、操作でご不明な点等がございましたらチャット機能又は電話等の方法により事務局までお知らせください。また、ご発言時には、マイクのミュートが解除されていることをご確認の上ご発言をお願いいたします。

なお、本協議会は公開での開催となり、本日はオンラインでの取材及び傍聴が予定されております。

会議終了後に改めて議事録を作成いたしますが、こちらにつきましてもご発言の内容を発言者の皆様にご確認いただいた後、公表させていただきます。あらかじめご承知おきください。

それでは、開会まで今しばらくお待ちください。

○治安対策担当部長 それでは、定刻となりましたので令和 5 年度第 2 回東京都再犯防止推進協議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の米今でございます。よろしくお願いいたします。

まず、初めに、当協議会の会長を務めます生活文化スポーツ局生活安全担当局長の竹迫よりごあいさつ申し上げます。

○生活安全担当局長 はい、皆様、こんにちは。東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長の竹迫でございます。本年度第 2 回目の東京都再犯防止推進協議会の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところ本協議会にご出席いただき厚く御礼を申し上げます。既にご案内のとおり、今年度は、令和 6 年度から 5 か年を計画期間といたします第二次東京都再犯防止推進計画の策定に向けまして検討を進めてきたところでございます。

本年 6 月に開催した第 1 回協議会において、第二次計画の素案をお示しさせていただき、これについてご協議をいただきました。

その後、本年 8 月に開催いたしました第 1 回実務者会議において、第二次計画に掲げる予定であります重点課題の中から 2 点を取り上げ、都における具体的な取組の報告及び関係機関による発表を行い、それらを基に第二次計画の内容についてご議論をいただいたところでありま

す。

ここでご協議いただいた重点課題等も含め、計画案全体について、再度、協議会及び実務者会議の委員の皆様からご意見を賜り、第二次計画（案）を作成いたしました。本年 10 月 16 日

に開催した第2回実務者会議においてこの計画案を説明させていただき、承認をいただいたところであります。

本日の会議では、この計画案をパブリックコメント前の計画案としてお諮りしたいと考えております。委員の皆様方には、ご協議にお力添えをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

犯罪や非行から立ち直り、更生しようとする方を取り巻く環境は、まだまだ厳しいものがありますが、誰も孤立することなく再出発できる社会、誰一人取り残さない包摂性のある社会、そして、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、実効性のある計画を策定していきたいと考えております。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○治安対策担当部長 ただ今の会長あいさつにもございましたとおり、本日は第二次東京都再犯防止推進計画（案）についてご議論いただきます。

それでは、事務局より説明させていただきます。

○共生社会担当課長 はい。初めに、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、議事次第、出席者名簿、第二次東京都再犯防止推進計画（案）について、第二次東京都再犯防止推進計画原稿案及び協議会設置要綱でございます。

事前に、電子ファイルにて各委員のご所属等の担当者様宛にお送りしております。また、資料は画面上に表示いたします。

なお、本日はオンラインでのご出席の他、吉成委員及び糸賀委員には会場にてご参加いただいておりますので報告いたします。

なお、本日、都合によりまして、産業労働局は欠席との連絡を受けています。

それでは説明に入ります。申し遅れましたが、私は生活文化スポーツ局都民安全推進部の宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

まず、第二次東京都再犯防止推進計画の策定に係るこれまでの検討経過についてご説明いたします。

検討のスタートとしまして、本年6月に開催しました再犯防止推進協議会において事務局から第二次計画の素案についてご説明し、皆様にご協議いただいたところです。

その後、本年8月に開催した実務者会議において、第二次計画に掲げる予定である重点課題の中から2点を取り上げ、都における具体的な取組のご報告及び関係機関によるご発表を行い、

その内容を第二次計画にいかに関映させるかについてご議論をいただきました。

その後、協議会・実務者会議における協議等を反映した第二次東京都再犯防止推進計画(案)を事務局にて作成し、その計画案を協議会及び実務者会議の委員の皆様にお示ししました。お示した案をご確認いただき、8月の第1回実務者会議でご協議いただいた重点課題以外の課題等も含めまして計画案全体について再度ご意見を賜り、皆様にご確認をいただきながら当方にて第二次計画(案)を作成いたしました。

本年10月16日に開催した第2回実務者会議において、この計画案を説明させていただき、ご承認いただいたところです。本日の第2回協議会では、この計画案を説明させていただき、当計画案をパブリックコメント前の計画案としてお諮りしたいと考えております。

今後の予定としましては、12月にパブリックコメントと議会への説明を行い、その結果を反映した計画案を令和6年1月の第3回協議会でお示しさせていただき、ご承認を得た上で計画を確定させる予定です。第3回協議会は、書面開催にて実施する予定です。

それでは、第二次東京都再犯防止推進計画(案)についてご説明いたします。

まず、本年8月に実施しました第1回実務者会議の結果概要を説明いたします。

本会議において、第二次計画策定に向けた検討を行いました。第二次計画に掲げる予定である重点課題の中から2点を取り上げ、都における具体的な取組のご報告及び関係機関によるご発表を行い、その内容を第二次計画にいかに関映させるかについてご議論をいただきました。

重点課題1、就労・住居の確保等のための取組のうち、就労の確保等に関しまして、東京都産業労働局から「東京都認証ソーシャルファーム」について、また、重点課題6、再犯防止のための連携体制の整備等のための取組に関しましては、八王子市から「八王子市の再犯防止の取組」について、それぞれご説明をいただきました。

まず、東京都産業労働局から説明いただきました東京都認証ソーシャルファームについてご報告いたします。

ソーシャルファームとは、「一般的な企業と同様に、自律的な経営を行いながら、就労に困難を抱えている方が必要なサポートを受けて、他の従業員の方と共に働いている社会的企業」という形で定義されております。

続きまして、条例に基づいて東京都のソーシャルファームを認証しておりますが、認証の要件が大きく3つございます。まず、1つ目が事業からの収入を主たる財源として運営していること、補助金といった支援等によらずに企業様の営業活動の中で生み出した資金で運営してい

ることが1つ目の条件となっております。2点目は、就労困難者と認められる方を相当数雇用していること。3点目は、職場において就労困難者と認められる方が他の従業員の方と共に働いていること。この3点が認証の要件となっております。

続きまして、就労に困難を抱える方の具体的な事例ということで2つご紹介いたします。

事例の1は、発達障害がある方になります。障害の特性から同時に並行して2つ以上の仕事を行うことができない、また、1つのことに集中し過ぎてしまって疲れやすい、そういった状況からなかなか一般の就労が難しいという状況に置かれていた方です。そういった方につきましては、やはりご本人の希望も配慮いただきたい事項として、「業務の優先順位を決めて業務を行えるような環境を用意してほしい」であるとか、また、「長時間勤務が難しいので、少し、定期的に休憩が欲しい」であるとか、そういった実情に配慮すべき支援が必要だろうということで就労困難者として認められております。

もう1つの事例が刑務所出所者の方です。雇用されることについて、「企業の他の従業員から理解が得づらい」であるとか、また、「出所してすぐに働きたいが住まいがなかなか見つからない」であるとか、「生活基盤が整っていない」、そういった点を配慮してくださいという話がございます。同僚の方の理解であるとか、住居の確保、そういった点が配慮すべき実情として認められるということで就労に困難を抱える方と認められて、今、ソーシャルファームの中でご活躍いただいております。

次に、ソーシャルファーム創設の流れと支援についてご説明いたします。東京都では、ソーシャルファームの検討を進めていただいた事業者様を対象に、検討の時期から創設の準備段階、最終的にソーシャルファームとして認証された後の運営の時期、この3つの時期に各々に応じた支援策を準備しております。かなり初期の段階から伴走型という形で支援をさせていただいております。

こちらは、事業者向けの資料でもございますが、運営費等補助金も潤沢に補助するという形の資料となっております。

次に、認証の状況ですが、令和2年度から募集を開始しまして、令和2年度末に全国初の認証ソーシャルファームが、初めは3事業所誕生しました。そこから毎年、募集、認証ソーシャルファームの公表という流れを繰り返しまして、令和5年9月30日現在、36の事業所を認証ソーシャルファームとして認証しております。

併せて、ソーシャルファームの計画を認証する予備認証という区分も設けており、予備認証

を受けて、認証に向けて取組をしている事業者が 10 ありまして、令和 5 年 9 月 30 日現在、合計 46 の事業所がソーシャルファームとして活動しております。

以上が東京都認証ソーシャルファームについてのご説明になります。

次に、八王子市から説明いただきました八王子市の再犯防止の取組についてご報告いたします。

まず、八王子市の再犯者率ですが増加傾向にあると認識しております。

続きまして、八王子市では、市の再犯防止推進計画を進めていくために再犯防止推進会議を年 2 回のペースで開催しております。構成メンバーにつきましては、更生保護団体である保護司会、BBS 会等に加えまして、東京保護観察所立川支部、市内の矯正施設である多摩少年院、市内の更生保護施設の自愛会、紫翠苑も参加しているところが特徴となっております。

次に、八王子市の再犯防止の取組についてご説明いたします。

まず、多摩少年院と連携した取組でございます。多摩少年院は、八王子市に所在する矯正施設です。市の計画策定を契機に、計画を推進したいとする市側の思いと、多摩少年院側につきましても、地域の理解の促進等のため多摩少年院の外へ出た活動を求めていましたので、意見交換を行い、取組につなげております。

多摩少年院の活動を紹介するパネル展示では、展示の中身自体は多摩少年院側が作成して、パネルと場所を市が用意しております。

続きまして、法務教官による特別授業になります。市立小中学校のセーフティー教室というものがございまして、その枠組みを活用した法務教官による特別授業を実施しております。この授業は、今年度秋から 3 校で実施を予定しております。

続きまして、在院者による市営霊園での花壇整備になります。この取組は、計画策定前から行われております。現在は、市営霊園の花壇に出院間近の在院者の方が教官と一緒に来て、教官の指導を受けながら季節ごとに年数回整備をしていただいております。

続きまして、社会を明るくする運動になります。社会を明るくする運動につきましては、駅頭一斉活動ですとか、作文コンテストを中心としたホールイベントなどを中心に実施しております。

八王子市におきましては、昨年からサッカー J1 リーグの FC 東京に参加してもらっているところです。今年度のホールイベントにつきましては、多摩少年院が創立 100 周年を迎えましたので、多摩少年院の院長と元日本代表 FC 東京の石川さんに講演をしていただきました。

続きまして、キッズパトロール防犯教室ですが、こちらは警察と連携して行っている事業になります。子供たちの夏休みを利用して、防犯パトロールカーに乗車しながら防犯の広報を呼び掛ける取組になっております。補導されたり、警察が関与した子供に参加してもらい、防犯活動を通じて立ち直りを支援する取組を行っています。

最後に、市の職員研修になります。市の計画策定の1年目につきましては、全職員を対象に再犯防止基礎研修を行いました。2年目につきましては、都が区市町村向けに行っております再犯防止研修会を活用しまして、再犯防止と関連の深い所管の職員を対象に研修を行ったところです。

以上が八王子市の再犯防止の取組についてのご説明になります。

以上のご説明を踏まえ、第1回実務者会議で賜ったご意見についてご説明します。東京都認証ソーシャルファームの報告を踏まえ、法務省東京保護観察所の猪間委員からご意見をいただきました。

「東京都の認証ソーシャルファームは大変有意義な事業であるが、就労の確保や住居の確保等、再犯防止推進に係る各具体的な取組について、国、地方公共団体、民間支援機関等各々の有意義な取組が各主体間で適時適切に共有されていないのではないか。本協議会・実務者会議に限らず、既存の協議会等多様な場を活用して情報共有の推進、連携の強化を促進することができれば、各取組の効果が一層高まる。」というご意見になります。

そこで、第二次東京都再犯防止推進計画（案）の各取組に関連する協議会を一部整理いたしました。ご覧のとおり、就労、保健医療・福祉サービス、薬物依存を有する者への支援等、各取組について関連協議会が運営されており、各々に法務省、東京都、民間機関等関連主体が参加しております。例えば、刑務所出所者等就労支援事業協議会には、東京都から生活文化スポーツ局と産業労働局が参加しております。こうした場を活用して有意義な取組の最新情報を積極的に共有し、連携を模索することができれば各主体の各取組は一層促進されると思われまます。お示しした協議会に限らず、多様な場を活用して各主体が積極的に情報共有の推進、連携の強化を図ることは、再犯防止の推進にとって大変有意義です。

そこで、本意見を踏まえた計画案の修正としまして、本年6月に実施した第1回協議会でお示しした第二次計画策定に向けた基本的な方向性の①について修正案をご提案します。

各主体のさらなる連携強化について、より具体的に記載し、かつ、その結果、各取組を効果的に推進する旨も明記しました。この方向性は、就労の確保、住居の確保、高齢者又は障害の

ある者等への支援、薬物依存を有する者への支援等、全ての具体的な取組に共通して必要となる重要な視点であると認識しております。

次に、八王子市の再犯防止の取組についてのご発表を踏まえ、協議を行う中で八王子市生活安全部の昆課長様からご意見をいただきました。

「区市町村の再犯防止推進の取組について、区市町村には再犯防止に係る情報やノウハウ、専門知識が不足しているため、単独で再犯防止の推進に取り組むことは難しい。他の自治体の先進的な取組事例や計画策定の経緯等について情報共有を推進してほしい。また、区市町村が継続して再犯防止に取り組むためには、専門性を持った職員の育成や体制整備強化が必要である。」というご意見になります。

本意見の趣旨に関連して、今年3月に策定されました国の第二次計画において初めて都道府県の役割が示されました。ご覧のとおり、「市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努める」と明記されております。東京都は、広域自治体として、この役割を果たす立場にあると認識しております。

そこで、この意見を踏まえた計画案の修正としまして、第二次計画策定に向けた基本的な方向性の③について修正案をご提案いたします。

広域自治体としての役割を踏まえ、区市町村に対する支援の内容をより具体的に記載しました。課題を抱える区市町村のニーズに応じていくことで、各区市町村の再犯防止推進に向けた取組を後押しし、もって区市町村と共に息の長い支援を実現していくことを明確に書き込みました。本修正につきまして、本年10月16日に開催した第2回実務者会議においては、「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう」の部分を削除してご提案差し上げましたが、同会議において、石田委員及び森委員から、本方向性の趣旨を明確にするため、この記載の削除を取り消すべきであるというご意見をいただき、協議の中で、妥当なご指摘であるという結論に至りました。

そこで、第2回実務者会議において、この記載を復活させた計画案をご承認いただいたところです。本方向性は、広域自治体である東京都の計画として踏まえるべき重要な視点であると認識しております。

ご覧のとおり、実務者会議の協議を踏まえ、第二次計画（案）に対する大きな修正として、第二次計画策定に向けた基本的な方向性の①と③をより実態に即した記載に修正いたしました。

第二次計画策定に向けた基本的な方向性の修正に伴い、計画案の具体的な取組もお示しのとおり修正いたしましたのでご報告いたします。

また、本年8月に実施した第1回実務者会議後に、同会議でご協議いただいた重点課題以外の重点課題等も含め、計画案全体について再度、協議会及び実務者会議の委員の皆様からご意見を賜りました。その際、必要な時点の更新や直近に開始された取組等も漏れなく計画案に反映いたしましたので、その旨ご報告いたします。詳細につきましては、お手元の資料をご確認ください。

以上で第二次東京都再犯防止推進計画（案）についての説明を終わります。

皆様におかれましては、会議へのご参加及び各調整へのご対応など、本計画案の検討にお力を賜りまして誠にありがとうございました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

皆様のお手元には、本日の会議資料として、全ての修正を反映した計画案本文をお示ししております。本日、この計画案をパブリックコメント前の計画案としてご承認賜りたいと考えております。本承認が実質上、東京都再犯防止推進協議会における第二次東京都再犯防止推進計画（案）の承認となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○治安対策担当部長 それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。会場でご参加いただいている方は、挙手にてお知らせください。オンラインでご参加いただいている方は、挙手機能にてお知らせいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

（発言なし）

それでは、ご意見等ないようですのでお諮りいたします。

本日お示ししました計画案をご承認いただけますでしょうか。ご異論等ございましたらご発言いただきたいと思います。存じます。

（発言なし）

ありがとうございます。それでは、ご承認を賜りましたので、本計画案をもちましてパブリックコメント、意見公募に向けた手続を進めてまいりたいと存じます。ありがとうございます。

最後に、先ほどの説明にもございましたが、計画策定に向けた今後のスケジュールについてご案内させていただきます。

ご承認いただいた計画案につきましては、庁内での手続を経て、12月にパブリックコメン

ト、意見公募と都議会への説明を行う予定でございます。

その結果を踏まえまして、令和6年1月に第3回本協議会を書面にて行い、計画案の確定版についてご承認いただければと考えております。

本日予定していた議題は以上となります。本日の議事については、後日議事録を公表させていただきます。

全体を通じてご質問等ございますでしょうか。何かございましたら後日事務局に電話、メール等でご連絡いただければと存じます。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回東京都再犯防止推進協議会を閉会いたします。本日はご出席いただき誠にありがとうございました。オンラインの参加の皆様は退室ボタンによりご退室ください。どうもありがとうございました。

午後3時30分閉会